

第2期佐野市国民健康保険保健事業実施計画

(データヘルス計画)

概要版

平成30(2018)年度～平成35(2023)年度

計画の主旨

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正により、保険者は「健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこと」とされました。

本計画は、第1期計画の期間が終了することに伴い、計画に記載している目標値や事業の評価を踏まえ、第2期の計画として策定するものです。

計画の目的

本計画は、KDB(国保データベース)システムのデータを活用し、佐野市における健康課題を明確にしたうえで、PDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するものです。

本計画に基づき、生活習慣病の重症化予防をはじめとする保健事業を実施することで、被保険者の健康維持増進を図り、被保険者の健康寿命の延伸、生活の質の向上、医療費の適正化を目指します。

計画の構成

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 佐野市の現状
- 第3章 医療費データによる現状把握
- 第4章 介護データによる現状把握
- 第5章 特定健康診査・特定保健指導の実施状況
- 第6章 現状分析と健康課題の整理
- 第7章 保健事業の目的・目標の設定
- 第8章 保健事業(国民健康保険及びそれ以外を含む)の評価
- 第9章 保健事業の実施計画と評価指標
- 第10章 地域包括ケアに係る取組
- 第11章 データヘルス計画の評価・見直し
- 第12章 計画の公表・周知
- 第13章 個人情報の保護

佐野市の健康課題および目標

医療費分析、特定健康診査の状況などから見えてきた健康課題と課題を解決するための目標をまとめました。

目的

被保険者一人ひとりが、自分自身の健康課題を正しく理解し、自主的に生活習慣の見直しや、健康づくり及び疾病予防に取り組むことで、生涯にわたり、健康でいきいきと暮らせるよう、保健事業を推進し、健康寿命の延伸を目指す。

【事業目的】

- ・被保険者の生活改善意識の向上
- ・被保険者の健康管理意識の向上
- ・生活習慣病の発生予防と重症化予防
- ・新規人工透析患者数の抑制
- ・医療費の適正化



課題

- ・高血圧症有病者割合が高く、生活習慣病の危険因子を重複して持っている
- ・人工透析者が増加すると、多額の医療給付費が必要となる。
- ・適切な保健指導につなげるためにも、特定健康診査の受診率向上を図る必要がある。
- ・特定保健指導実施率向上により、生活習慣病（有病者・予備軍）の早期改善につなげる必要がある。
- ・受診勧奨判定値以上の医療機関未受診者に対する受診勧奨の必要性。
- ・適正な医療利用がされているか、確認及び対策の必要性。
- ・健康意識の啓発（情報提供）の必要性。



目標

- ・40歳代から、健康意識を高めるポピュレーションアプローチを実施することで、自分の健康課題を理解し、早期に生活習慣の改善に主体的に取り組めるようにする。
- ・特定健康診査未受診者の状況に応じた受診対策を実施し、新規受診者・継続受診者の増加を図り、被保険者の健康状態を把握する。
- ・受診勧奨判定値以上の方に働きかけ、早期受診、継続受診を促し、未受診者を減少させる。
- ・特定保健指導の効果を把握し、指導内容の検討を行い、終了率を向上させる
- ・血糖値が高く未治療の方や、糖尿病の重症化が懸念される方に各種対策を実施し、糖尿病の発症及び重症化を防ぐ。
- ・保健事業実施体制整備により、適切な支援を行う。

実施を予定している保健事業（抜粋）

◎特定健康診査未受診者受診勧奨

被保険者一人ひとりが、健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげられるよう、特定健康診査の受診率向上事業に取り組みます。

◎歯周疾患検診

生涯にわたって歯・口腔の健康を保つため、歯周組織の健康状態を検査し、結果に基づいた適切な指導を行います。

◎がん検診

がんの早期発見・早期治療により、がん死亡者数の減少を目指します。

◎特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームに着目し、その要因になっている生活習慣を改善するための保健指導を実施します。

◎ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品に切り替え可能な薬が処方されている方に対し、切り替えた場合の差額を通知し、本人負担と国保医療費の削減を図ります。

◎重複受診・多受診・重複服薬者保健指導

同じ疾病の治療で複数の病院を受診、ひと月に同じ病院にかかる回数が多い、同じ効能の薬が複数の病院から処方されている方に対し、保健指導を行い、適正受診を促します。

◎糖尿病重症化予防

医療機関と連携し、糖尿病の重症度に応じて適切な情報提供、受診勧奨や保健指導を行い、糖尿病重症化・人工透析への移行を防止します。

◎生活習慣病治療中断者受診勧奨

レセプト情報から、生活習慣病の治療中断が疑われる方に対し、受診再開を促します。

◎医療機関未受診者対策

特定健診の結果、生活習慣病高リスク者に対し受診勧奨を実施し、早期受診・治療につなげ、重症化予防を図ります。

評価と見直し

- ①保健事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度確認
- ②設定した評価指標に基づき、計画期間の途中（平成 32（2020）年度）で進捗確認および中間評価を実施
- ③計画最終年度となる平成 35（2023）年度には、ストラクチャー（計画立案体制・実施構成・評価体制）、プロセス（保健事業の実施過程）の視点のほか、実施計画に掲げたアウトプット（実施過程）及びアウトカム（成果）の達成状況の評価を実施



「第 3 期データヘルス計画」に反映

計画の公表・周知

広報さのおよび本市ホームページに掲載し、周知を図ります。また、様々なイベントや会議等の機会を利用して、計画の概要の周知を行います。

(図)PDCAサイクル



第 2 期佐野市国民健康保険 保健事業実施計画
(佐野市国民健康保険データヘルス計画)
平成 30 年(2018 年) 3 月

発行 栃木県佐野市
編集 佐野市 健康医療部 医療保険課
〒327-8501
栃木県佐野市高砂町 1 番地
TEL 0283-20-3024
FAX 0283-24-2708
E-mail iryouhoken@city.sano.lg.jp
URL <http://www.city.sano.lg>